

平成 27 年 1 月 10 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.28 高額療養費制度(70 歳未満)

新年、明けましておめでとうございます

遅くなりましたが、本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。
お正月は、いかがお過ごしでしたか？
私は例年通り、親戚が集まって楽しく過ごすことができました！！
当たり前のことが、とても幸せに感じます。



年齢とともに、病院にかかるリスクが高くなってきますね。今回は、1.1 から既に変更になっている高額療養費制度（70 歳未満）について、お伝えします。

医療費の負担軽減

医療機関の窓口で支払う医療費は 3 割負担ですが、それでも高額になる場合がでてきます。その負担を軽減するために、1 か月毎に支払う限度額が定められていて、その限度額を超えた分については、支払わなくてもいいよという制度です。2015. 1. 1 からは、3 区分が 5 区分に細分化され、所得の高い人の負担が増加し、低い人の負担は軽減されています。

所得区分	自己負担の上限	医療費 100 万円 のときの上限額	負担増減
年収約 1,160 万円～	新 252,600 円 + (医療費-842,000 円)×1% 旧 150,000 円 + (医療費-500,000 円)×1%	254,180 円 155,000 円	↑
約 770 万円～1160 万円	新 167,400 円 + (医療費-558,000 円)×1% 旧 150,000 円 + (医療費-500,000 円)×1%	171,820 円 155,000 円	
約 370 万円～770 万円	新旧 80,100 円 + (医療費-267,000 円)×1%	87,430 円	—
年収 370 万円未満	新 57,600 円 旧 80,100 円 + (医療費-267,000 円)×1%	57,600 円 87,430 円	↓
(住民税非課税)	新旧 35,400 円	35,400 円	—

新:2015.1.1からの金額

旧:2014.12.31までの金額

わかりやすいように、1 ヶ月の入院で医療費が 100 万円かかった場合の金額を書いております。(4 ヶ月目以降は、さらに負担が軽減されます) 本来なら、3 割負担の人は 30 万円を窓口で支払わなければなりません、例えば、年収 600 万円の人なら、87,430 円だけでよいということになります。

申請しないともらえない

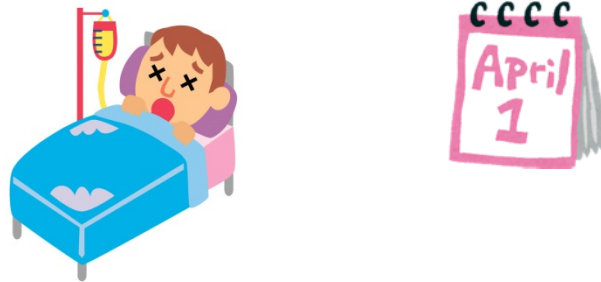
生命保険文化センターによると、入院したのにこの制度を利用しなかった人が、全体の3分の1以上にもものぼるということです。詳しいことは知らなくても、こんな制度があるんだということは覚えておいてくださいね。

「限度額適用認定証」

あらかじめ加入している健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。「限度額適用認定証」がないと、一旦窓口で支払うことになり負担が大きくなります。(返金は数か月後)

入院は月始めから

高額療養費制度は、「月始めから月末まで」を基準とするので、入院する場合は緊急を要するものでない限り、「月始め」からするほうが有利です。「月」をまたぐと、月ごとの計算になってしまうのです。



適用除外

差額ベッド代や食事代などは、適用されません。また、先進医療を受けた場合、その医療費は全額自己負担です。先進医療が必要なケースは、がん治療(重粒子線治療など)を受ける場合が多いようです。(1回数百万円)

勤労時のリスク

最も怖いのは、働き手が長期入院したときではないでしょうか? 1年6ヶ月までは、傷病手当が支給されるため、一定の収入が保障されますが、それを超えると手当はなくなり収入がゼロになります。また、高額な先進医療や自由診療(未承認薬を使用)を長期間使用する場合も経済的負担はとても重くなります。これらのリスクを医療保険だけで備えるのは無理な話で(先進医療、自由診療をカバーする医療保険はあります)、所得補償保険や就業不能保険で備えることになります。これを機に、医療保険に限らず、今ある保険の確認をしておかれるとよいですね。

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明
契約書全般、不動産(業務提携)、そ
の他何でもお気軽にご相談ください。

◆行政書士10年 主婦20年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)
TEL 0797-55-6203 FAX 0797-55-6204